

## 生産性向上設備投資促進税制における 先端設備に係る仕様等の証明書発行について《一般(日鍛工会員外)向け》

2014年1月20日より「生産性向上設備投資促進税制」の適用が開始されました。  
一般社団法人 日本鍛圧機械工業会(以下、日鍛工)では、鍛圧機械等の導入設備に対し証明書を発行します。

発行する証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の実施期(生産性向上設備等)のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日(2014年1月20日)から2017年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。

### 【証明書申請手続きと証明書発行について】

- ① 設備ユーザから証明書発行の依頼を受けた設備メーカ(製造事業者等)は、証明書及びチェックリストに必要な事項を記入の上、日鍛工担当者へ関係資料と一緒に提出してください。  
日鍛工は、設備メーカから該当するとの申請により証明書を発行します。

#### 証明書発行申請に際して必要な書類等

##### 1.証明書(様式1)

必要項目の記載、チェック項目(該当 or 非該当)のチェックマーク、代表者役職氏名および 押印、担当者氏名および連絡先など。

##### 2.チェックリスト(様式2)

チェックリストは①～③の3種類があります。申請する設備に該当するチェックシートを選択してください。製造業者記入欄への記載およびチェック項目(該当 or 非該当)のチェックマーク。

##### 【チェックリスト作成の裏付け資料】

- 1)会社概要(会社案内、ホームページURLなど)
- 2)対象製品カタログ、一代前モデルカタログ、パンフレットなど
- 3)製品の販売開始年度を示す資料(新聞雑誌記事、社内資料など)
- 4)生産性向上要件の計算書
- 5)その他必要と思われる書類

##### 3.返信用封筒(証明書発行に使用します)

返信宛先を明記し、切手を貼付したもの。

##### 4.事務手数料(定額小為替)

申請件数に応じた郵便為替を同封してください。

##### 【事務手数料について】

証明書発行に伴う事務手数料 1件につき 3,000円(消費税込)。

事務手数料は定額小為替のみ取り扱います。(現金、銀行振り込み等を取り扱いません)

なお一度に複数申請の場合は、湯通為替でも構いません。(郵便局への手数料が安くなります)

証明申請の際、必要書類と同封してください。

### 【定額小為替について】

定額小為替(普通為替)は、郵便局、ゆうちょ銀行で取り扱っています。  
また発行には手数料が発生します。下記 URL をご参照ください。

<http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tukau/sokin/hikoza/kj tk sk hkz kogawase.html>

なお、定額小為替の「受取人欄」は、無記名にしてください。(書き間違い、書き損じを防ぐためです)

### 【領収書について】

日鍛工では領収書は発行しません。定額(普通)小為替の「定額小(普通)為替受領証書」が領収書となります。

- ② 証明書の発行にあたり、必要に応じて追加の資料等をお願いする場合があります。  
(注 1) 日鍛工が一般的常識的に考えて合理的な説明がなされていないと判断した場合は、証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください。  
(注 2) 審査の結果、証明書の発行が出来ない場合は、お送り頂いた資料(定額小為替を含む)を全て返却いたします。
- ③ 日鍛工担当者が、証明書記載事項に漏れがないかを確認し、整理番号を振り会長印を押印した証明書と受領書を返送します。添付頂きましたチェックリスト及び資料は、当方にて保管しますので返却いたしません。証明書の発行を受けた設備メーカ(製造事業者等)は、依頼があった設備ユーザに証明書をお渡しください。
- ④ 証明書の発行依頼については、依頼会社の然るべき部署で取りまとめてください。誰がいつ証明依頼をしたかが判らない事のないように管理してください。

### 【証明書申請書類 送付先】

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会  
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8  
機械振興会館308号室  
TEL. 03-3432-4579 FAX. 03-3432-4804

《担当窓口》

ご質問・会員外審査) 事務局長 大堀 哲男([oohori@j-fma.or.jp](mailto:oohori@j-fma.or.jp))  
申請受付) 係長 糸川 貢子([itokawa@j-fma.or.jp](mailto:itokawa@j-fma.or.jp))

※ ご記入された証明書(様式1)・チェックリスト(様式2)・裏付け資料等は、そのまま郵送なさらずに、**まずメール添付で送ってください。**内容の確認をいたします。

事前確認メール送信先)担当:大堀 哲男 [oohori@j-fma.or.jp](mailto:oohori@j-fma.or.jp)